

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定業務仕様書

1 業務名

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

2 業務の目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画及び市町村認知症施策推進計画を策定するための各種支援業務を行う。

3 業務期間

契約の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務場所

みどり市役所 大間々庁舎（群馬県みどり市大間々町大間々1511番地）

5 業務内容

- (1) 計画期間は、令和9年度から令和11年度までとする。
- (2) 計画の策定にあたっては、関連法令、国の通知・指針等を踏まえた上で、当市の上位計画である「第2次みどり市総合計画」や「第4期みどり市地域福祉計画・みどり市地域福祉活動計画」などとの整合を図るものとする。
- (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の対応業務
 - ①調査対象者 2,500人（65歳以上の高齢者）
 - ②対象者の抽出
 - ・対象者の抽出は当市で行うこととする。（エクセルデータで提供の予定）
 - ③調査票の原案作成及び発送用調査票の出力
 - ・調査は国が示す調査項目に、当市独自の調査も加えることとする。
 - ④発送及び回収業務
 - ・郵送用宛名ラベル等は当市で用意し、事業者を提供する。
 - ・調査票の発送は事業者が行う。また、発送に係る郵送料は事業者の負担とする。
 - ・調査票の回収は当市で行う。また、回収に係る郵送料は当市が負担する。
 - ・事業者は、当市が回収した調査票を引き取る。
- (4) ニーズ調査の集計業務
- (5) 各種調査の分析業務（在宅介護実態調査、ニーズ調査、その他の調査）
- (6) 当市の現状分析業務
 - ①高齢者人口、被保険者数及び認定者数の推移、認知症高齢者の推計
 - ②過去の給付実績や介護保険料の収入実績
 - ③全国、他市町村との比較やサービス等利用状況の考察

- (7) 現行計画、施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ
 - ①現行計画の評価、分析
 - ②高齢者福祉事業及び介護保険事業、認知症施策の課題の整理
 - ③日常生活圏域ごとの課題の整理
- (8) サービス事業量推計及び介護保険料の算出等
 - ①見える化システムを活用したデータの分析
 - ②(7)で整理を行った課題への対応
 - ③高齢者人口、要支援者・要介護者の推計
 - ④必要な介護サービス量の推計
 - ⑤介護保険料の算出
- (9) 計画書案の作成
 - ①第10期計画の構成案の検討
 - ②施策の方向性の検討
 - ③計画の施策目標の検討
 - ④認知症施策推進計画の作成
 - ⑤第10期計画の素案・原稿の作成・校正・編集
- (10) 策定委員会の運営支援業務
策定委員会（みどり市介護保険事業推進懇談会）への出席、アドバイス、意見集約など
- (11) パブリックコメント実施の支援業務
- (12) その他の支援業務
 - ①連絡調整体制の確立（電話・メール含む）
 - ②国の施策との擦り合わせ
 - ③先進事例や同等規模自治体の取り組み内容など本計画の策定に係る情報の提供
 - ④介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規則、要綱等）に関する国・県・他自治体の情報提供

6 再委託

業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

7 成果品

受託者は、以下のとおり成果品を電磁データで納品する。

- ・計画書
- ・計画書【概要版】
- ・アンケート集計結果

※納品する電磁データのファイル形式は、Word形式又はExcel形式とする。

8 その他

- (1) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) アンケート調査業務の実施に当たり、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須である

ことから、個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、実質的な運用を行っていること。

- (3) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、当市と受託者の綿密な協議の上、決定する。
- (4) 業務の進捗状況を把握するため、本市の要求に応じて受託者は進捗状況を報告すること。
- (5) 報告書及びアンケート集計結果データ等の著作権は当市に属する。